

# 企業におけるデザイン保護の現状と 戦略的意匠出願

恩 田 博 宣\*

**抄 録** 日本の多くの企業は意匠制度を付随的なものと捉え、実際の製品が出来上がったときに、それを念のために意匠出願しておくといった利用の仕方が一般的である。企業知財マンも意匠に関しては、「少し形状模様等が変われば、非類似と判断されてしまう非常に狭い権利だ」という認識が多い。意匠出願に対して「先行意匠に類似する」という拒絶理由を受けた場合にも、通常引例意匠との相違点をいくつも挙げて非類似であると主張するのであるが、審査官の認定を否定するので、なかなか通りにくい。このように企業の意匠制度の認識及び利用の仕方には課題が多い。本稿では、関連意匠制度、部分意匠制度、特徴記載制度を有機的に活用して戦略的な意匠出願を行い、特許権をも凌駕するような範囲を持つ意匠権を獲得し、知財戦略の大きな柱とすることの提言を行う。

## 目 次

1. はじめに
2. 意匠の定義から展望する戦略
3. 企業における意匠制度についての認識
  - 3.1 意匠の保護範囲に関する認識
  - 3.2 制度利用についての認識
  - 3.3 類否判断の現状と正しい判断
4. 戦略的意匠出願とは
  - 4.1 機能部品の保護としての利用
  - 4.2 関連意匠の利用
  - 4.3 特徴記載の利用
  - 4.4 部分意匠の利用
  - 4.5 総合的意匠の利用
5. まとめ

## 1. はじめに

本稿で「戦略的」というのは次のような意味を含んでいる。すなわち、特許権を凌駕する範囲の広い意匠権を獲得し、特許権をはるかに凌ぐ権利として、知財戦略の大きな柱とすること、そして、特許権にはなりにくいアイデアを意匠権により保護することである。

もちろん、対象が意匠である以上バイオテクノロジーや化学あるいは電気の分野などの形がない発明の保護を意匠で達成することはできない。そして、この目的を達成するには、関連意匠と部分意匠、そして、特徴記載の各制度を有機的に活用するべきである。以下、その一端を述べる。

## 2. 意匠の定義から展望する戦略

意匠法の第2条に意匠の定義が規定されている。

「意匠」とは、物品（物品の部分を含む）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感をおこさせるものをいう。

きわめて基本的な事項であるが、筆者が主張したい論旨に直接的に関係するため、ここで改めて定義を説明する。

まず、意匠は物品であることが必要である。

\* オンダ国際特許事務所会長 弁理士  
Hironori ONDA

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

意匠即物品といわれる所以である。「物品」とは「単独で取引の対象となるもの」をいう。したがって、モチーフそのものは意匠登録の対象にはならない。例えば、水玉模様を創作したとしても、水玉模様そのものを意匠権にすることはできない。水玉模様をネクタイに応用したのであれば、ネクタイという物品に意匠権は認められ、スカートに応用すれば、スカートに意匠権が認められる。したがって、モチーフは1つでも物品ごとに意匠が成立することになる。

物品性についても一つきわめて重要な点は、物品は独立して取引の対象となりさえすれば、意匠法上の物品たりうる点である。機械の部品等に組み付けられ、機械の使用状態では通常見えない機能部品であっても、登録の対象になるのである。

ここに筆者は特許権の保護の対象である発明のうち、形状のあるものを、より大きく広く保護する手段として、意匠制度利用の可能性を見ている。ときには、発明よりアイデアレベルの低いアイデアの保護をより強力に行う可能性を見るのである。

これは次の意匠成立要件である『美感』とも深く関係する。

「視覚を通じて美感を起こさせる」ことが、次の要件である。この『美感』の解釈が欧米とは大きく異なっている。欧米では需要者が物品を購入するに当たって、デザインの良さが購買動機につながるという意味での「装飾性」、すなわちデザインの良さが求められる。したがって、例えば、エンジンの部品であるピストンは、補修部品として単独で取引の対象となったとしても、機能部品であってデザインの良さが購買動機につながるということにはならないので、Ornamentality（装飾性）が認められず、意匠法による保護は得られない。

日本ではこの『美感』について、通説では何らかの美的処理がなされていけばよく、『趣味

感』というように解釈されている。趣味感というのは「その意匠を観察する人に生ずる何らかの感情」をいうのであって、それは美しいという感情である必要はない。あえていうならば、「人の感情に訴える何らかの刺激を生じさせるもの」がありさえすれば、許容されるものといえる。

事実、出願実務において、意匠の成立要件である『美感』について、「美感がない」という拒絶理由を受けた経験は筆者はなく、実務上、この拒絶理由はほとんどないといえる。

この事実は前記の物品性とも関連するが、欧米でいう装飾性のない機能部品の日本における保護が肯定される理由になる。

したがって、この機能部品の保護可能性を大いに利用すべきであるというのが、本稿の趣旨の一つになる。すなわち、意匠制度を特許権取得の補助的手段として、さらには、特許権を上回る有効な権利取得の手段としての利用を提案しようというものである。

### 3. 企業における意匠制度についての認識

筆者が経験した多くの企業の意匠制度についての認識の実態は、次のような状況である。

#### 3.1 意匠の保護範囲に関する認識

まず、知財部を始めとして多くの企業関係者が「意匠権というのは、形状や模様が少し変われば、意匠の範囲から逃げられてしまう」という認識、すなわち、「意匠の保護範囲は狭い」という認識をもっているという事実がある。

意匠の範囲というのは後ほど説明するが、意匠が出願された時点において、出願意匠とどの程度近い従来意匠があったかという事実によって、その範囲が決定されるのである。すなわち、従来意匠が近くにあれば、その意匠権の範囲は狭く、遠ければ範囲は広いのである。したがっ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

て、ユニークな意匠であればあるほど、従来意匠は遠くにあるので、その範囲は広い。

その意匠の分野によって、比較的広い範囲で認められることもあるし、狭い範囲の意匠が乱立している分野もある。

企業に上記のような認識が広まった背景には、次のような実情がある。

意匠制度本来の姿からいえば、たった1件の意匠権を取得した場合であっても、もしその意匠が非常にユニークで、出願時に最も近い従来意匠がはるか遠くにあったときには、理論的にはその意匠権は大きな範囲のまま生き続けなければならない。しかし、実務上はその意匠権が僅か一件ではどんどん小さくなっていくというのが現状である。

以下、事例1（図1～3）のコンクリート型枠間隔保持具を例に考える。

この間隔保持具（登録第609595号）（図1）

<事例1>

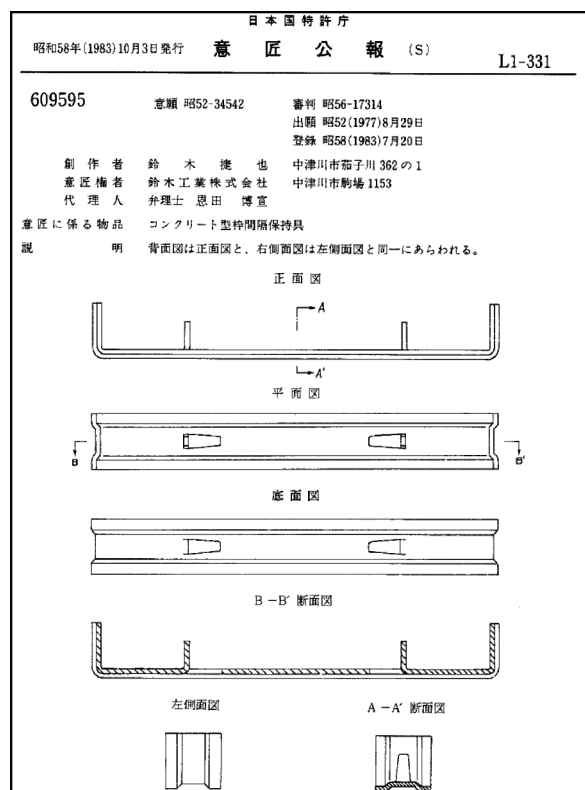


図1 登録第609595号

は、家屋の布基礎の立上がり部のコンクリートを打設する際に、対抗配置される一対のコンクリート型枠を所定間隔に保持しておくためのものである。

図2の登録意匠マップに示すように、この登

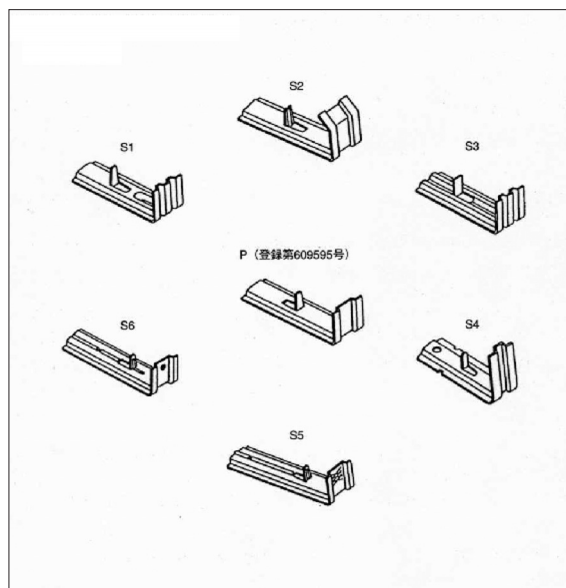


図2 登録意匠マップ

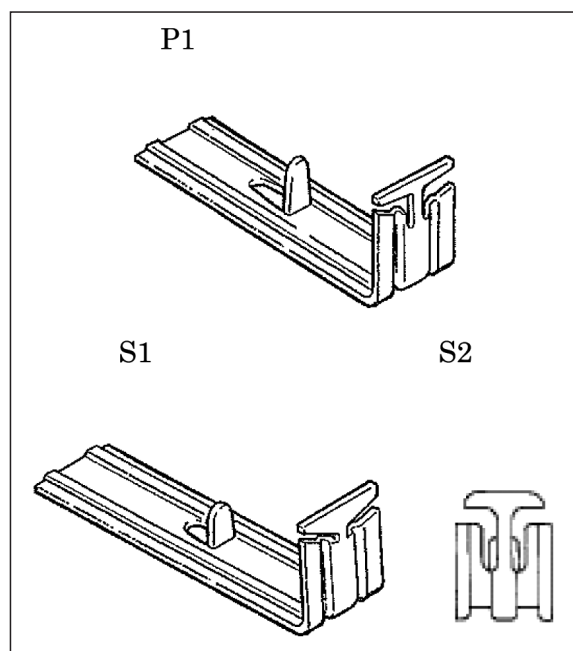


図3 登録第689316号（P1）とその類似意匠（S1, S2）（昭和59～平成2年出願、昭和61～平成4年登録）※以下本意匠をP、類似意匠をSで表す。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

録例では一つの本意匠に関連して6つの類似意匠（現在の関連意匠）が登録されている。なお、このマップでは、製品の片半部のみを示している。全体を観察すると、本件意匠の要部は縦長の基板部分の断面形状にある。すなわち、扁平形状の両側に鏝を張り出して形成した断面「ハット（帽子）形状」にある（図1のA-A'断面図参照）。中心長手方向に断面小半円形状の突条を設けたものも類似と認められている（図2のS5, S6参照）。この要部認定は判決<sup>1)</sup>においても認められている。ところが、その後3年以上たって登録された図3に示す登録第689316号とその類似1, 2号意匠は上記意匠とは非類似として登録されている。これらの意匠は明らかに断面ハット形状なので、一連の先願登録意匠と類似と判断されても、不思議はないはずである。しかし、以前には要部と判断されたハット形状は、物品が販売された事実や意匠公報の発行で公知化し、さらに大量の販売によって周知化されてしまう。

そのため、前記要部以外の新たな創作点、すなわち外側規制片のT形状の部分に要部が認められて、前記一連の意匠とは非類似の意匠として登録されたと考えられる。しかし、これらの後願意匠も、前記の一連の意匠と同時期に出願していたならば、本意匠の範囲に収まっていた可能性は大きいものと思われる。

また、一般的な傾向として審査官は大きな意匠の範囲を認めるのには、本能的に抵抗があるように感じられる。そして、大きな範囲の一連の意匠権が存在するとき、意匠権者以外から登録意匠に非常に近寄った意匠が出てきたときも、登録する傾向があるようである。ましてや先願の意匠権が1件しか登録されていない場合には、その意匠が幾らユニークなものであっても、時間の経過とともに、登録される意匠はどんどん近寄ってくることになる。

以下に近い事例2（図4～7）を紹介する。

## <事例2>

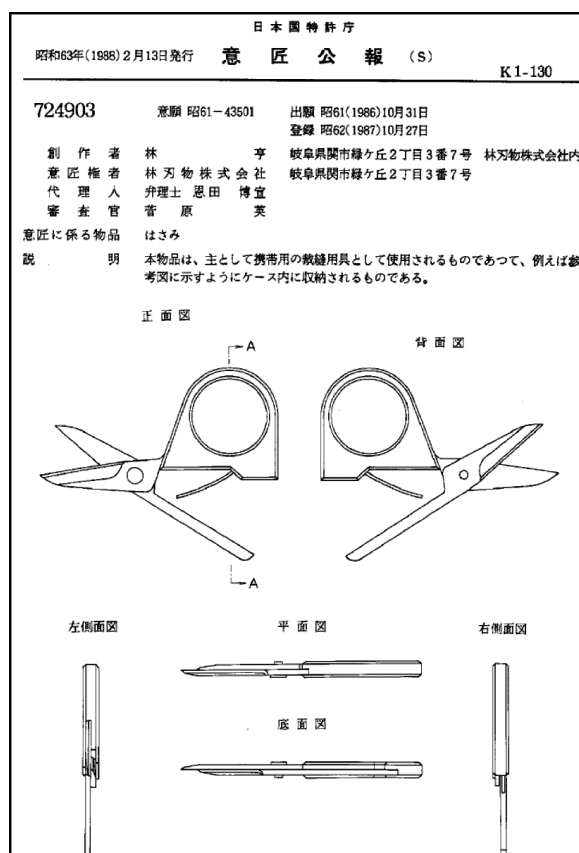


図4 登録第724903号

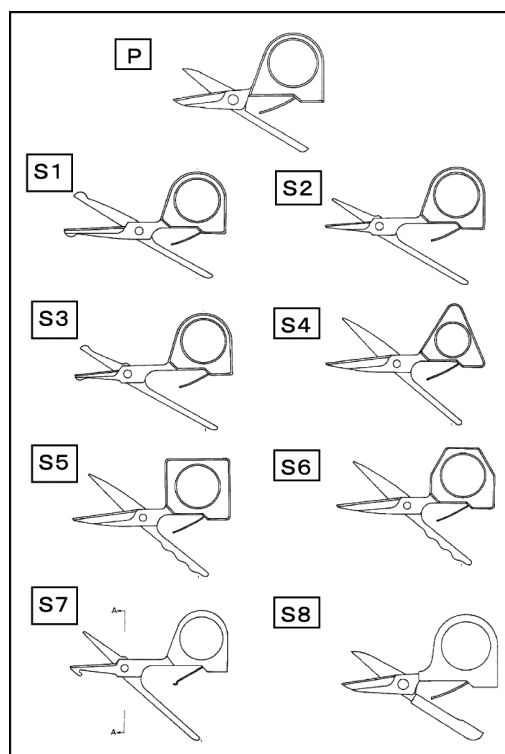


図5 登録意匠マップ



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

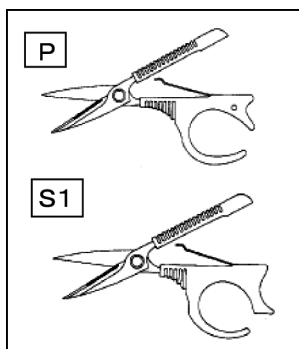


図6 登録第939868号とその類似1号  
(平成5年出願, 平成7年登録)



図7 登録第938438号  
(平成5年出願, 平成7年登録)

一時期、文房具や工具など様々な商品をカード化して薄くすることがブームとなったが、この「はさみ」の意匠(登録第724903号)(図4)は、カード式の裁縫用具セット<sup>2)</sup>に収容されるものである。

このはさみは、カードサイズのケース内に収容するために、柄部の指掛け環を一方のみとし、他方を棒状とした点に特徴がある。

そこで、登録意匠マップ(図5)に示すように、指掛け部・棒状柄部の形状を中心にバリエーションデザインを創作し、8つの類似意匠を登録した。指掛け部の形状がかなり大胆に変更されたものも類似登録が認められたため、範囲の広い権利が形成されたのである。

ところが、これらの意匠の出願後7年経って、登録第939868号とその類似1号(図6)や登録第938438号(図7)が登録となった。柄部を若干肉厚にしたり、指掛け環の一部を切り欠いたり、キャップを付けたりした物が登録になった

のである。もちろん、前者の意匠については、無効審判を請求する余地は充分にあったと思われる。

この例が物語るように、ユニークなデザインを関連意匠として広く保護を図ったとしても、時と共にそのデザインが陳腐化し、その類似範囲が狭く判断される虞がある。ましてや、関連意匠が1件しか登録されていなければ、なおさらと言える。

「意匠権は少し変われば逃げられてしまう」という認識が生まれてくるのも無理からぬところである。

### 3.2 制度利用についての認識

以上のような認識に立てば、企業の意匠制度と向き合う姿勢は、製品が完成したとき、「その現物だけは意匠出願する」「大型、中型、小型の製品があれば、中型を本意匠として、大型と中型は関連意匠として出願する」ということになる。そして、ライバル会社がその意匠に追従する意匠を製品化したとする。デザイナーからは「意匠権侵害だ」という主張が起こる。そこで、警告書発送から侵害事件が始まるが、ライバル会社からは反論が来る。異なる点を数多く指摘されると、結局水掛け論に陥ってしまい、膠着状態から脱しきれず、不発のまま事件は収束してしまうことになるのである。そして、「やっぱり意匠権は役に立たないな」という結論に行き着いてしまうのである。

この考え方から脱却するのは大変である。筆者の経験では、企業の担当者に非常にワイドに取得できた意匠権の例をいくつか示して「戦略的にやりましょう」という説得をしても、その方向に踏み切っていただくには、少なくとも知的財産部のトップ、時には経営トップの理解・判断が必要のようである。

戦略的な出願の実現には、予算の問題が障害となることもある。きわめてユニークな意匠を

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

手厚く保護したいという要望が寄せられ、検討した経験があるが、その意匠のシリーズを保護するのに意匠出願予算が3件分しかないということであったので、不十分な保護にならざるを得ないことがあった。

また、技術開発者に意匠出願に関して、「発明が意匠で保護できるはずがない」という確信にも近い偏見がある場合もある。勿論、全ての発明が意匠で保護できるわけではない。しかし、前述のように日本の意匠制度が物品を保護し、趣味感を保護する制度である以上、その発明に形があるならば、換言すれば、形に発明があるならば、そして、独立して取引の対象となる物品である限り、意匠保護の対象でもあると理解していただきたい。

実際には専門的立場からすれば、非常にユニークな意匠が創作されたときにも、発明的にみれば、「大した物でない」、意匠的に見ても「全体形状は従来周知形状だ」というような観点から、実際には可能であるにもかかわらず、意匠出願が戦略的に行われないこともある。

### 3.3 類否判断の現状と正しい判断

意匠実務の上で類否の判断は常に最重要課題といえる。拒絶理由通知があったとき、コンペチタ（競合他社）から侵害を指摘されたとき、創作された意匠を出願するか否か決定するとき、意匠の実務上の仕事はほとんど類否判断に関わるといっても過言でない。

例えば、意匠法第3条1項の拒絶理由（出願前公知の意匠に類似する）があったとき、本件出願の意匠と引例の意匠を比較して、差異点をできる限り列挙して、「こんなに違うのだから非類似だ」と主張するという意見書の書き方がある。しかし、この類否の判断は正確ではない。

審査官はそのような相違は十分認識した上で類似と認定しているのであるから、どれ程たく

さんの差異点を挙げたとしても、「微差」で片づけられてしまう。

そこに「意匠の意見書はいくら意見を言っても通らない」という伝説的とも言える俗説がまかり通ることになる。

また、差異を述べれば述べるほど、それらは禁反言の種にされてしまう。述べた全ての差異が重要な構成となってしまうからである。仮に意匠権の取得が成功したとしても、範囲自体は非常に狭くなってしまう。

意匠の類否の判断で重要な点は、前述のように、その意匠権が出願された時点において、同種の物品にどのような公知意匠が存在しているかであり、その出願意匠に最も近い公知意匠は何かを探さずして、意匠の類否判断はありえないのである。

ではどのように意匠の類否は判断するのかについて、簡単に述べる。「お孫さんは、おじい様そっくりですね」というとき、体つきも、背丈も色艶も当然違うであろうおじいさんとお孫さんが似ているというのは、「顔」をみて「似ている」と判断しているのである。この場合の顔のように、観る人の注意を集める部分を意匠の要部という。顔は全体の表面積からすれば、ごく一部に過ぎないが、似ている、似ていないを判断するときの重要な部分になる。

意匠の類否の判断はあくまでも全体を見て判断するのであるが、要部には多くの比重をおいて、そうでない部分には少なく比重をおいて判断するというのが通常なのである。

要部となるのは、第1に新規な部分、第2に見やすい部分である。実務上はこの2点を考慮すれば、ほとんど間違いはないといえる。時には要部の存在しない意匠も在るが、例外的といってよい。

一つの意匠を観たとき、通常その意匠には従来なかった新規な部分と、従来あった新規でない部分とが混在するのが普通である。そうする

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

とその意匠の要部はどこかを判断するためには、従来の意匠をサーチしなければならないのである。従来公知の意匠をサーチすれば、どこが要部かは自ずと判断できる。

要部が共通でなければ、類似するというのではない。また、従来意匠のサーチで多くの登録例を見ていると、その分野では広い範囲の意匠権が認められているのか、狭い範囲に多くの意匠権が成立しているのかが、分かる。

拒絶理由が通知された場合、審査官は引例と本願意匠の共通なところを要部と認定しているのが通常である。したがって、その要部認定が正しい限り、その拒絶理由を覆すのは難しい。しかし、その要部認定が正しいかどうかは、従来意匠を調査することによって容易に判明する。要部認定が正確でないケースは非常に多いように思う。

このような場合は有効な反論ができる。証拠を示して「要部は審査官認定の部分ではない。こちらが要部である。」と主張すれば、非常に通りやすくなる。

意匠の類否判断は、登録意匠の出願前公知の意匠をサーチせずして、ありえないということに留意しなければならない。

なお、実務上は単に出願前の公知意匠のみならず、出願後登録された意匠も同時にサーチすることも大切である。一般的には時間の経過とともに、意匠の範囲が狭くなる傾向があるため、現時点での拒絶理由が正当かどうかを判断するのに重要だからである。

## 4. 戦略的意匠出願とは

### 4. 1 機能部品の保護としての利用

すでに、意匠の定義でも述べたように、日本では物品性と美感の解釈から機能部品が登録されることになっている。したがって、日本における意匠の保護は基本的には、本来のデザイン

の良さを保護する利用の仕方があるのは勿論であるが、日本の意匠制度の特徴である機能部品の保護に利用する道がある。

事例3（図8～23）に示す登録例は、いずれもデザインの良さが購買動機を誘導するタイプの意匠ではない。機能的意匠といってよい。

### <事例3>

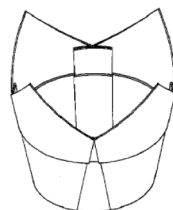


図8 包装用容器  
(登録第983600号)

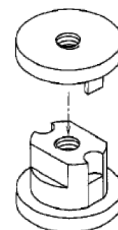


図9 洋バサミの軸  
(登録第814882号)



図10 爪切り器の軸  
(登録第562712号)



図11 刃物の口金  
(登録第933687号)

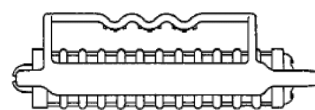


図12 ヘアカーラーの枠体  
(登録第950108号)



図13 櫛子  
(登録第997612号)

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

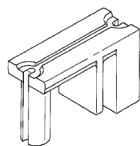


図14 高周波コイルの鉄心  
(登録第905308号)

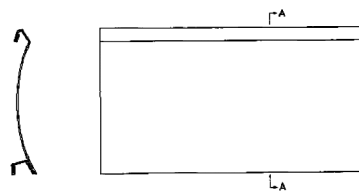


図19 シャッターのスラット材  
(登録第722632号)



図15 回路用基板の接続ピン  
(登録第968892号)

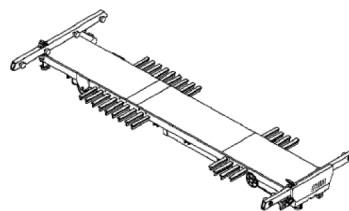


図20 駐車機用運搬台車  
(登録第904660号)



図16 チップソーのチップ  
(登録第885595号)

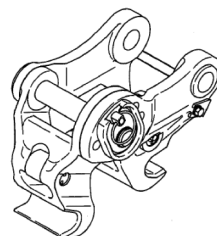


図21 バックホウの連結具  
(登録第1106813号)

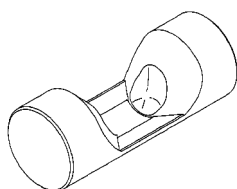


図17 コンプレッサのピストン  
(登録第978626号)

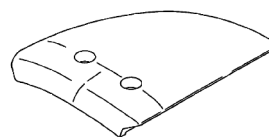


図22 バックホウのカウンタウェイト  
(登録第1105906号)



図18 エアジェットルーム用ガイド  
(登録第593958号)

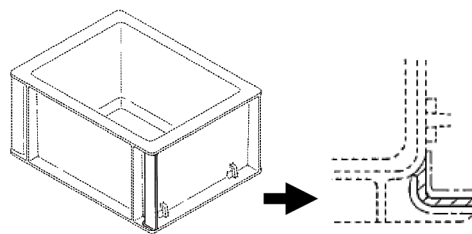


図23 包装用容器  
(登録第1096641号)



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

この中で一つの例を説明する。

事例4（図24、25）に示す包装用容器（登録第983600号意匠）（図24）である。誰もがどこ

### <事例4>

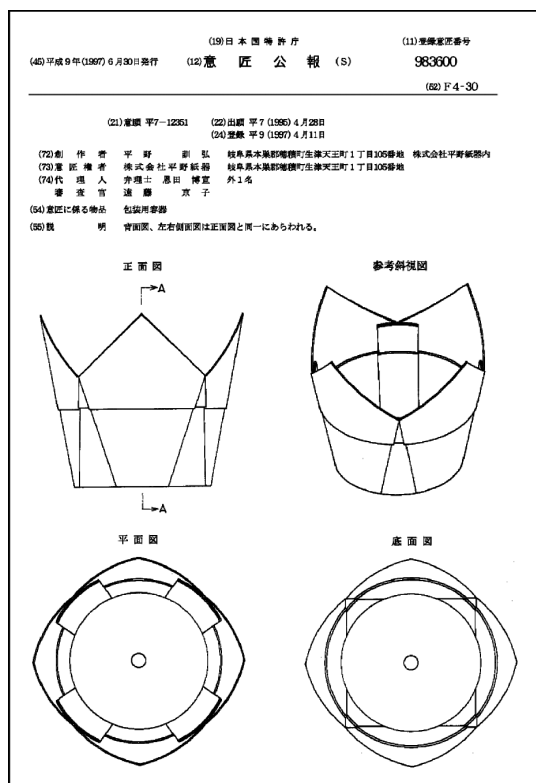


図24 登録第983600号

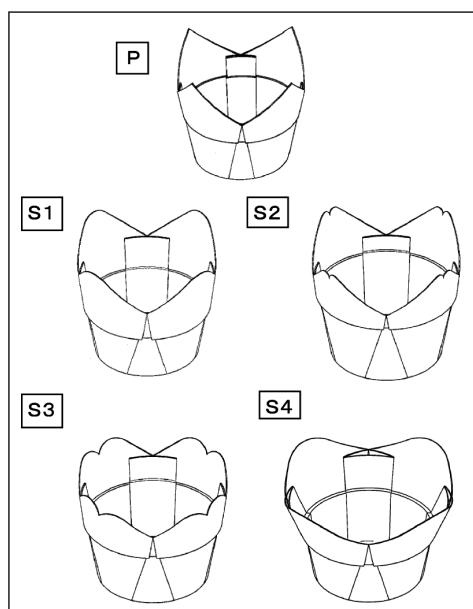


図25 登録意匠マップ

かで見たことがあるはずであるが、栗で作る洋菓子モンブランの包装用容器である。一見、従来の意匠とどこが変化しているのか分からないほど従来のものと類似している。実は相違しているのは、容器本体の中央やや上部に現れた横方向の線状模様であり、それがこの意匠の要部である。この線状模様は約1ミリメートルの段差である。

拒絶理由にこの段差のない意匠が引用された。そのとき意見書で主張したのは次のような事項である。すなわち、この業界において段差の線を見た人は、「えっ、この線は一体何だ」と注目する。非常に意外性があるし、この段差によって、剛性が高くなり、容器自体型崩れしなくなるばかりでなく、お菓子を食するときには、開こうと思えば容易に開くことができる、と主張したのである。

この主張が認められて登録になった。そうすると、この意匠の要部は段差ということになり、かなり広い範囲を有するといえるのである。図25に示すこの意匠権を本意匠とする類似意匠（関連意匠）の登録例により「容器本体やや上部に段差のあるものは全て当社のもの」と主張できるほどである。

この意匠に関しては特許権<sup>3)</sup>も確定しているが、その範囲はきわめて狭いものとなっている。

意匠による保護が機能意匠にきわめて有効に働いた例といえる。

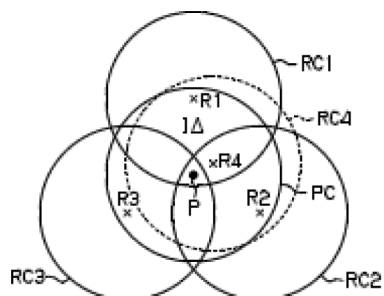
## 4.2 関連意匠の利用

意匠出願を戦略的に行う第1の要諦は関連意匠制度の利用である。

関連意匠制度は本意匠にのみ類似する意匠を関連意匠として登録できる制度である。以下に示す模式図1を用いて説明する。

関連意匠（R1～R3）が登録されると、第1の効果として関連意匠（R1～R3）が本意

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。



模式図 1

匠 (P) の類似範囲 (円 PC) に入っていることが確認できることになる。

第2の効果として関連意匠 (R1~R3) のそれぞれの類似範囲 (RC1~RC3) の内、本意匠の類似範囲 (PC) からはみ出る範囲が拡大することになる。関連意匠の意匠権の効力がその範囲にまで及ぶからである。

第1の効果を最大限利用するには、次のような配慮が必要である。すなわち、中心にある本意匠 (P) の類似範囲は円 (PC) で表されるが、関連意匠 (R1) はその範囲のうち、できる限り円 (PC) の外縁近くの内側にあるように権利取得するということである。そうしないと有効ではないのである。しかも、単に1件の意匠ではなく全方位的に数多く取得するのが望ましい (模式図では3件の関連意匠を取得したケースを示している)。

もし、このように関連意匠 (R1~R3) 権を取得したとすると、本意匠との距離は最大となる。そうすると本意匠と関連意匠との間に侵害品 (I) が発生したときには、「侵害品よりもっと似てない関連意匠 (R1) が本意匠の類似範囲に入るのだから、あなたの製品 (I) は当然本意匠の意匠権の範囲に入る」という主張が可能になるのである。また、関連意匠 (P1) 権の取得が外縁に近ければ近いほど本意匠の範囲 (PC) からはみ出る関連意匠 (RC1~RC3) の範囲も大きくなるのであるが、さらに全方位的に複数件の権利取得をすることによっ

て全体的に範囲が拡大することになるのである。

そして、その関連意匠がある限り、どれだけ時間が経過しようと、それより本意匠の範囲が小さくなることはないのである。この効果は絶大である。極めてユニークな意匠権を取得したとしても、単に1件だけならば実務上その意匠権は時間の経過とともに、近寄って登録される意匠が徐々に増えて行き、限りなく範囲は小さくなっていく。しかし、関連意匠が取得されていると、少なくともその関連意匠と本意匠の間にまで、他人の意匠が登録されることはないのである。これが関連意匠の効果といえる。

仮にその範囲内にあるような意匠が誤って登録されたとしても、無効審判によって無効にできるからである。無効の理由の引用例は関連意匠そのものである。

逆に本意匠 (P) のごく近くに関連意匠 (R4) の意匠権を取得したとする。そうすると本意匠と関連意匠との距離は非常に小さく、いちいち権利取得するまでもなく、本意匠に類似している。また、本意匠の範囲 (PC) からはみ出る関連意匠の範囲 (RC4) もほとんどなくなってしまふ。例えば中型のフォークリフトの本意匠に対して大型及び小型を関連意匠で出願するのがこの類型にあたると思われる。

ではどのように関連意匠を出願すればよいか。本意匠特にユニークな意匠が創作されたならば、その意匠からできるだけ遠くに関連意匠を出願すればよいのである。さらに、全方位的に数件以上の出願をすることである。

そのためには、デザイナーからその物品のデザインコンセプトや特徴点、機能、将来のデザインの発展の方向等を細かくインタビューする必要がある。そして、特徴点を共通にし、その他の部位をできる限り変化させた関連意匠を創作する必要がある。創作はそのデザイナー (発明者) の意見を聞きながら、意匠の専門家が行う必要がある。その創作は本意匠をできる限り

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

幅広く保護するのに必要な関連意匠を創作するという観点から行われなくてはならない。実際その意匠がデザイナーから見て素晴らしいか否かは関係がない。特徴点を共通にしておいて、できる限り本意匠から遠くに全方位的に創作すればよいといえる。筆者の関連意匠に関する仕事は、もっぱら関連意匠の創作をどのようにするか1件1件検討し、アドバイスすることに費やされる。

そのような観点から関連出願を行った成功事例を紹介する。

事例5（図26～28）は、空気で緯糸を飛ばすようにした織機、エア・ジェットルームに用いられるガイド（図26）である。織機の筈の織り前部分に多数本並設され、このガイドの孔の中を緯糸がジェット空気流によって飛ばされるものである。

この意匠で、まず注目したいのは、我が国ではこのように産業機械の内部に用いられる機能

### <事例5>

日本国特許庁			
昭和58年(1983)2月19日発行 意匠公報 (S)			
32-22			
593958	意願 昭55-35901	出願 昭55(1980)8月30日	
		登録 昭57(1982)11月19日	
創作者	伊藤雄介	大府市吉田町海陸電28番71	
意匠権者	株式会社豊田自動織機	刈谷市豊田町2丁目1番地	
代理人	弁理士 恩田 博宣		
意匠に係る物品	エアジェットルーム用ガイド		
説明	本物品は開口された経糸間に空気噴流によって緯糸を挿入する空気織機、いわゆるエアジェットルームに使用されるものであつて、使用状態を示す参考図に示すように複数個を並列配置させ、正面上部中央に表われるガイド孔に図に表われない主にエアジェットノズル及び使用状態を示す参考図の前面に表われる針状のエアジェット補助ノズルによる空気噴流により飛走する緯糸をガイドするとともに、正面上部右側部に表われるスリットから経糸間に緯糸を逃がす働きをする。背面図は正面図と対称にあられる。		

図26 登録第593958号

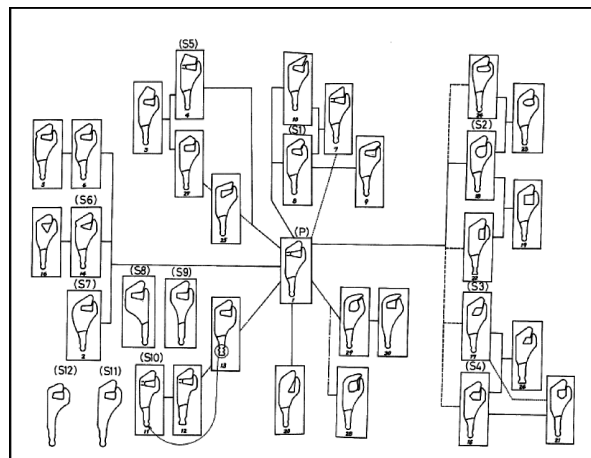


図27 出願準備マップ

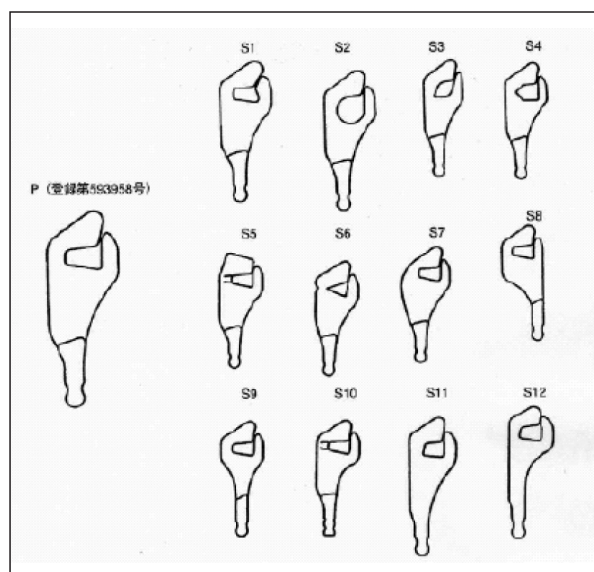


図28 登録意匠マップ

部品が、意匠登録されるということである。

そして、この意匠の出願にあたっては、図27の出願準備マップに示すように、デザイナーや設計者と共に考え得る限りのバリエーションを事前に検討したのである。その上で、これらを網羅するように、本意匠のほかに12件の類似（関連）意匠を登録した（図28の登録意匠マップ参照）。これらの意匠では、孔の形状も本意匠の横台形状から円形や三角形、菱形、五角形のように変化しているだけでなく、上部の山形の形状・膨らみ、さらには側面の湾曲形状も大きく異なっている。また、下部のすぼまった部



## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

分の形状も変化している。

これらの登録例全体を見ると、この意匠の要部は、「指先をすぼめた手のような形状をしている」という極めて抽象的な概念、コンセプトにあるとしかいいようがなく、極めて類似範囲の広い意匠だといえる。

なお、ユニークな意匠が創作されたときには、上記のようなコンセプトでの出願が適用できる。しかし、多くの意匠権が乱立していて、創作した意匠がどうもいくつかの意匠権と類似する可能性があるようなときの意匠戦略には、適用できない。

なお、従来、関連意匠は本意匠と同時にしか出願できなかったが、平成19年4月施行の法改正によって、本意匠が登録されてその公報が発行されるまで可能となり、より使いやすい制度になったといえる。しかし、後出しは例外措置と心得るべきだと考える。実施されたり外国への出願を考えたりすると、後出しは非常に不利な面が多いからである。

### 4.3 特徴記載の利用

特徴記載は、いってみれば特許出願の時の請求項に相当するものであるが、その記載は必須ではない。特徴記載は、意匠全体を見渡したとき、どの部分を要部とするのかを主張するものである。通常、従来の意匠を図面とともに記載し、それとの比較の上で特徴を記述する。「早出しの意見書」とも言われている。

特徴記載を利用することによって、意匠の要部を文章で主張できるため、数多くの関連意匠を出願しなくてもよいことになる。すなわち、もし、特徴記載制度がなければ、特徴部分を共通にする数多くの関連意匠を出願して、ここが特徴だという主張をしなければならぬが、その必要がなくなる。あくまで実務上、また経験上の話であるが、特徴記載をすることによって、後発のコンペチタがその意匠に近寄って来るの

を抑制できるといってよい。

審査においても、どこが特徴かを審査官に的確に伝えることができるので、審査の迅速化を図ることができるともいえる。

例えば、事例6（図29）に示す椅子のシートの出願を紹介する。この意匠を見た誰もが要部は正面図左に表れる鍵型部だと判断する。しかし、実は後部も下降傾斜し、前部も下降傾斜している構成が特徴なのである。拒絶理由通知なしで登録になったが、審査官は前部が鍵型になった椅子は数多くサーチしており、後部が下降傾斜している引例を見つけられなかったため、登録したものと思われる。もし、特徴記載がなかったならば、拒絶理由通知は避けられなかったものと思われる。

また、特徴記載によって、その特徴部分からどのような効果が表れるかを記載するのが通常である。意匠的效果を記載するのが普通であるが、時には技術的效果を主張して奏功することがある。

例えば、事例7（図30）はコンテナの部分意匠であるが、保護を求める部分と特徴は断面L字型のリブのみにある。そのとき特徴記載はリブとリブの間の距離が長くなるので、コンテナ側面に設けたクリップで挟む連絡用紙を大きくできるというものである。技術的特徴が生かされたケースである。

なお、特徴記載の補正はできないが、新たな特徴記載書を提出することによって、前の特徴記載書は自動的になくなり、禁反言の根拠ともされないので、特徴だと主張した構成を、拒絶理由でずばり示されたようなときは、かまわず別の特徴を主張することができるのである。勿論、最終的に残った特徴記載書の主張点は禁反言の根拠とされることになる。それは意見書の記載がそうなるのと、同じである。

実務上筆者はユニークな意匠を出願し、範囲の大きな意匠権を獲得しようとする場合には、



<事例6>

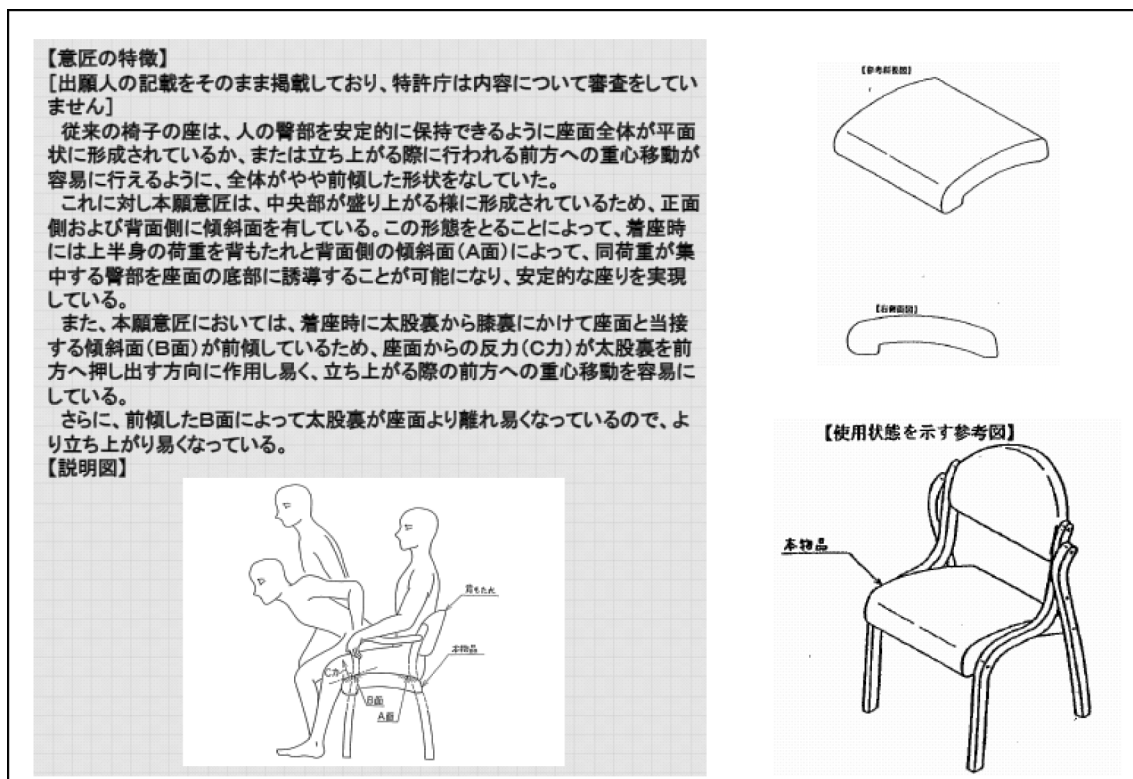


図29 登録第1094765号の特徴記載

<事例7>

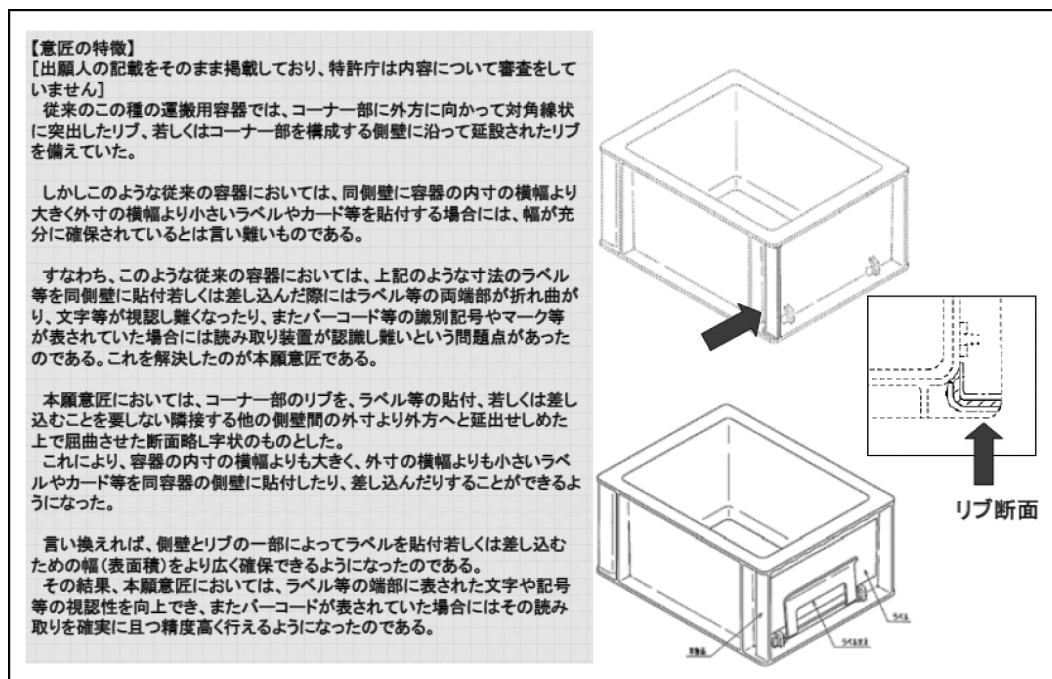


図30 登録第1096641号の特徴記載

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

数件の関連意匠とともに、特徴記載をするようにしている。

狭い範囲の意匠が乱立しているときに、何とか権利を取得しようという場合には、引用される拒絶引例に対して変幻自在に対処する必要があるから、特徴記載はお勧めできない。

#### 4. 4 部分意匠の利用

部分意匠制度は物品の部分を保護する制度ではなく、物品全体を保護する制度だといえる。例えば、包丁の口金を部分意匠として出願するときには、通常、口金の部分を実線でその他の部分を破線で表すが、意匠にかかる物品名は「包丁の口金」ではなく、「包丁」なのである。すなわち、部分意匠制度は意匠出願において、特徴のある部分のみを強調する制度ではあっても、部分そのものを保護する制度ではない。これは意匠の保護が単独で取引される物品そのものを対象としていることと符合する。

部分意匠制度の使い方は、特徴記載のそれと

非常によく似ている。すなわち、意匠の要部を明確に表す手段として、通常実線で描き、その他の部分を破線で描いて、両方を合わせた物品名を意匠に係る物品として表わす。

審査官は、出願人がどの部分を要部として保護を求めているのかを明確に理解でき、審査はそれだけ容易になるといえる。

筆者が主張しようとする機能物品(機能部品)の保護はさらに容易になる。機能物品のさらに要部を特定して出願できるからである。機能的にいくつかの要部が存在するときには、同じ物品についていくつもの部分意匠出願が可能になる。

実務上、グローバルな範囲の権利を取得しようとするときには、全体意匠を出願するとともに、特徴記載によって要部を特定し、さらにその要部を明確にするために、部分意匠を出願するといった手厚い戦略が採られる。

さらに、この展開をグローバル化するには、部分意匠の関連意匠を展開するのである。例えば、事例8(図31)に示す擁壁用ブロックの意

#### <事例8>

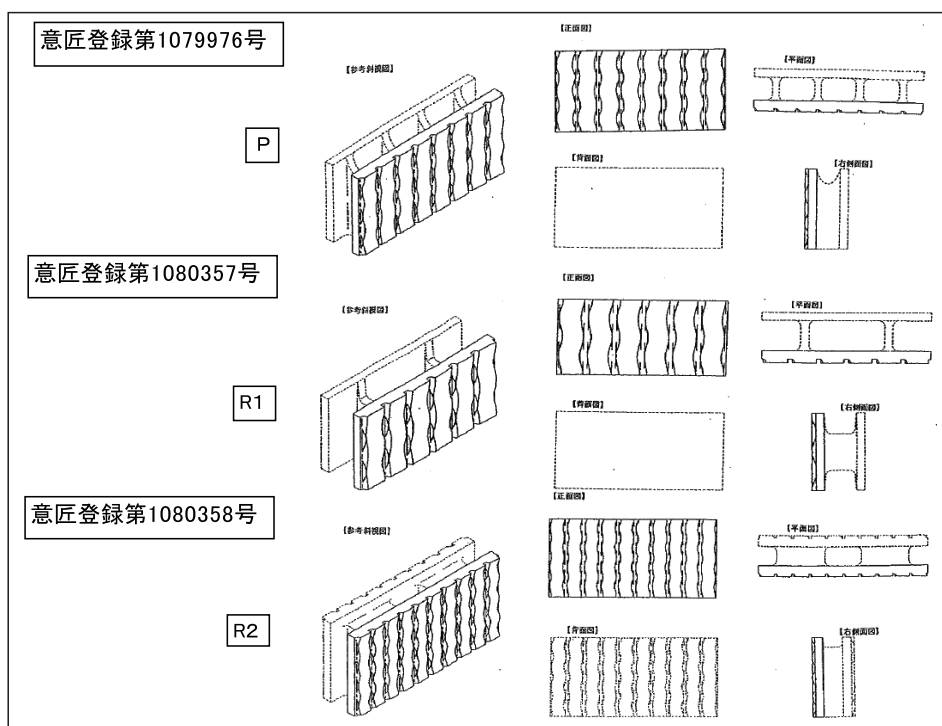


図31 登録第1079976号とその類似意匠 (R1, R2)

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

匠は、波状にうねる複数の溝を要部とする部分意匠であるが、ブロックの形状を要部と認定されないようにするために、裏面の構造を全て破線で表している。こうすることによって、溝の本数や込み具合が変化しても、また、ブロックの形状が変化しても、類似の範囲に入ることを主張しているのである。

なお、部分意匠の出願と似ているが、部品そのものの出願がある。例えば、エンジンの部品として、燃料弁、ピストンリング、カム、吸排気弁等は独立して取引される物品として意匠の保護の対象になることは、誰も疑う余地のないところであるが、シリンダカバー、シリンダ、ピストン、コネクティングロッド、クランクとなるといささか疑わしくなる。しかし、これらの部品もよく調べてみれば、補修部品として単独で取引されているのである。そうすれば意匠法上の物品たりうるのであるから、出願可能となるのである。部分意匠と部品の意匠の差は単独で取引されるか否かの差異になる。

#### 4. 5 総合的意匠の利用

以上、関連意匠、特徴記載、部分意匠の利用について述べた。特にユニークな意匠が創作されたとき、もっと実務的にいえば、厚く保護しなければならない発明がなされたとき、意匠戦略が功を奏することは多いのである。残念ながら、形状のない発明は対象にならないが、形状のあるもので単独で取引の対象となるものであれば、意匠戦略の採用可否の検討は必須である。そして、多くの場合可能であると断言できる。

一見、単純な意匠に見えても、手厚い保護が可能なケースがある。例えば、全体形状が単なる立方体だとしても、周知形状の立方体だから、手厚い保護は不可能だというのではなく、そこに配置される各種機能部分の配置や形状、さらには現れる模様ユニークさによって、関連意匠を展開し、特徴記載や部分意匠を巧みに使用

して、グローバルな権利にすることができるのである。

次に前記の意匠制度を総合的に利用して有効な権利を取得した一例を説明する。

事例9は、幼児用椅子（チャイルドシート兼用ベビーカー）（図32～34）に関する意匠である。この物品は車輪を折り畳むと車に乗せるチャイルドシートになるし、車輪を出すと、ベビーカーになるという物品である。したがって、動的意匠として出願・登録され、変化の前後の状態が6面図で表されている。

本意匠には5件の類似意匠（関連意匠）が登録され、それらは本意匠からできるだけ遠くで

#### <事例9>

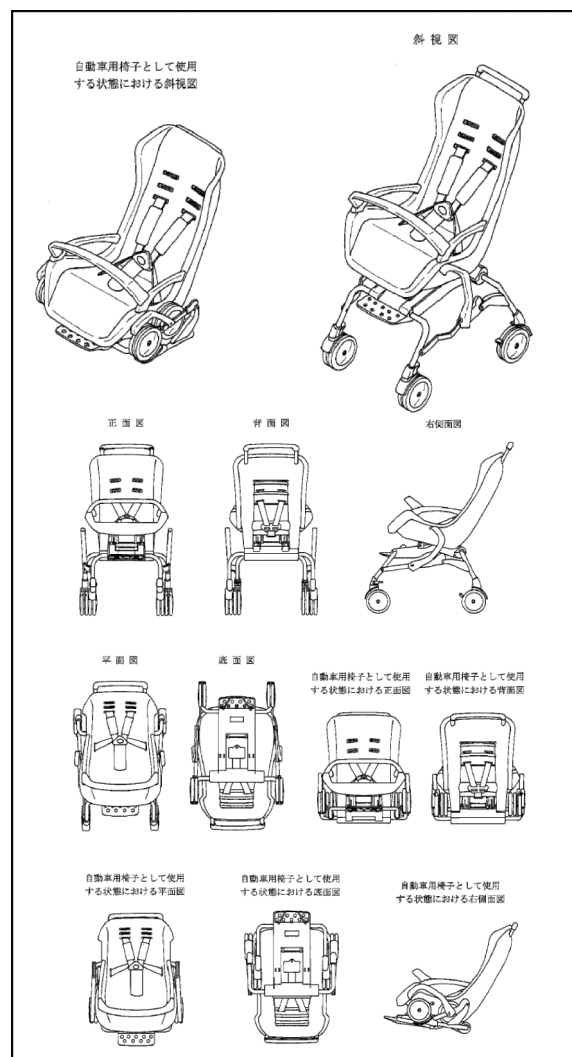


図32 意匠登録第949114号

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

関連意匠を登録するために、本意匠とは、以下のような形状変化がもたらされている。

- ①手押しハンドルの部分が各意匠間で変化している
- ②前部のガードがないものを含めて形状が変化している
- ③側面の取手の部分の形状が変化している
- ④安全ベルトの前当て部分の形状が変化している
- ⑤車輪の形状が変化している

以上の関連意匠の登録状況を見ただけでもこの意匠権の幅はかなり広いといえるが、さらに権利を広げる工夫がなされている。

すなわち、第2群の意匠登録として部品のバケットのみに対して、本意匠と2件の関連意匠が登録されている。このバケットは単に一連の全体意匠のなかから3つの部品意匠を取り出して登録したというものではないのである。バケットの意匠としては前記全体意匠のものとは、別のものを創作してさらに範囲を広げようとしている。

さらに、折り畳み式の足回り、車輪とその支持脚、そして、自在車と固定車の車輪の取付座

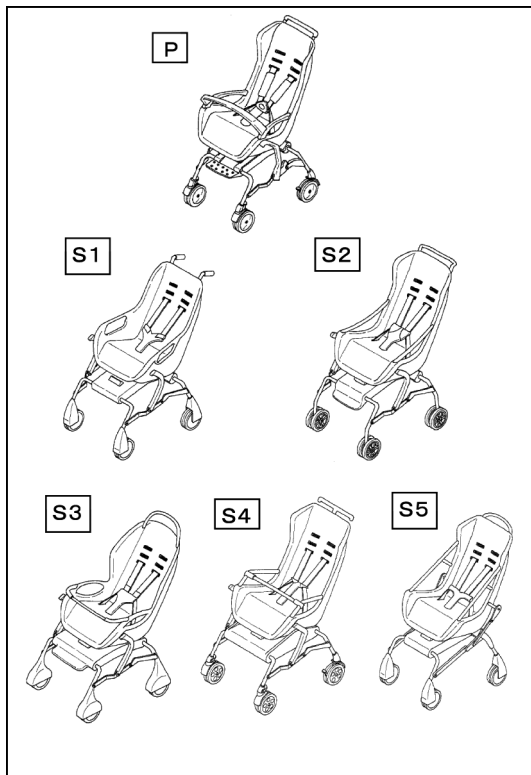


図33 登録意匠マップ

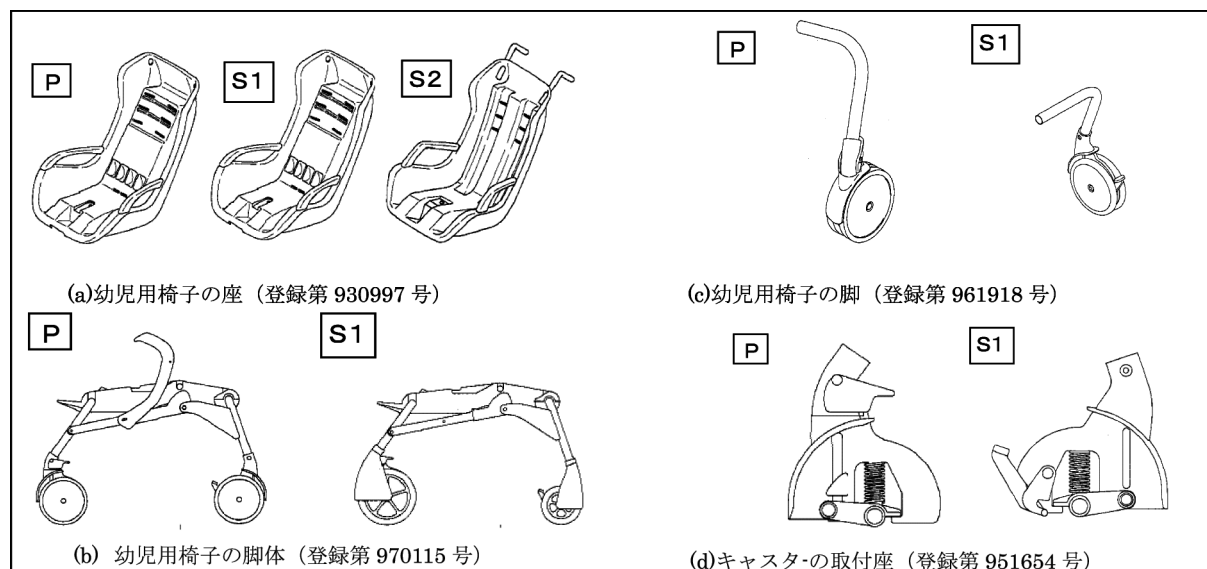


図34 部品に関する登録意匠マップ



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

について、それぞれ本意匠と関連意匠1件を登録している。

一つの物品について、全体意匠から部品意匠までを段階的にきめ細かく登録したケースである。これは、特許権で特徴部分をくまなく出願したケースに似ている。特許ではこれだけの出願をすることは難しいケースであろう。しかし、このように意匠を手厚く出願することによって、この幼児用椅子のアイデアはかなり広い範囲で保護されていると言える。

現在ならば部分意匠や特徴記載を含めての出願戦略が考えられる。

## 5. まとめ

以上、企業における意匠出願の現状と戦略的意匠出願のあり方について述べた。わが国の意匠制度は世界の中でも、とりわけ意匠の概念を広く捉え、保護を厚くしているといえる。その

意匠制度の特徴を有効に活用しない手はない。購買動機を刺激するような優れたデザインはもちろんのこと、単に機能のみが要素となっている機能部物品であっても、それが単独で取引の対象となる意匠法上の物品である限り保護の対象となることを理解し、その面での利用をすべきなのである。

本稿では厚く保護した意匠の例をいくつか紹介した。それらを参考にされ、意匠制度を有効に利用されることを願ってやまない。

### 注 記

- 1) 岐阜地方裁判所昭和63年(ワ)第10号, 名古屋高等裁判所平成2年(ネ)第681号
- 2) この裁縫用具セットは, そのデザインの優秀さから, ドイツの博物館にも収蔵されている。
- 3) 特許第3380495号

(原稿受領日 2007年11月13日)